

令和7年度 第2回 南大隅町議会定例会 12月会議 会議録 (第2号)

招集年月日 令和 7年 4月28日
 招集の場所 南大隅町議会議事堂
 開 会 令和 7年 4月28日

開 議 令和 7年12月19日 午前10時00分

応召議員 全 員
 不応召議員 な し

出席議員

1番 肥後玄十議員	6番 森田重義議員	10番 松元勇治議員
2番 平瀬十助議員	7番 水谷俊一議員	11番 大坪満寿子議員
3番 上之園健三議員	8番 津崎淳子議員	12番 浪瀬敦郎議員
5番 後藤道子議員	9番 欠 席	13番 木佐貫徳和議員

欠席議員 9番 田中明郎議員

会議録署名議員：(3番)上之園 健三 議員 (5番)後藤 道子 議員
 職務の為の出席者：(議会事務局長)黒木 秀 局長 (書記)平瀬戸 ゆかり 書記
 (書記)木佐貫 里子 書記

地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	石畑博町長	介護福祉課長	山里真奈美課長
副 町 長	竹野洋一副町長	経 済 課 長	浪瀬哲也課長
教 育 長	山下四郎教育長	教育振興課長	畦地茂穂課長
総 務 課 長	古殿裕一郎課長	税 務 課 長	戸島和則課長
支 所 長	馬場修一支所長	町民保健課長	百枝千尋課長
会 計 管 理 者	佐藤ひとみ課長	農業委員会事務局長	木佐貫公子局長
企画観光課長	中之浦伸一課長	総務課主幹	原琢磨主幹
建設課長	下大川司課長	総務課財政係長	若松勝男係長
デジタル推進課長	柴田智明課長		

議 事 日 程： 別紙のとおり
 会議に付した事件： 議事日程のとおり
 議 事 の 経 過： 別紙のとおり

散 会 令和7年 12月19日 午前 11時33分

議 事 日 程

(説明・採決)

日程第 1 手続 議案第30号令和7年度南大隅町一般会計補正予算(第8号)の訂正の件について

(質疑・討論・採決)

日程第 2 議案第30号 令和7年度南大隅町一般会計補正予算(第8号)について

日程第 3 議案第31号 令和7年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について

日程第 4 議案第32号 令和7年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算(第3号)について

日程第 5 議案第33号 令和7年度南大隅町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計補正予算(第4号)について

日程第 6 議案第34号 令和7年度南大隅町水道事業会計補正予算(第4号)について

日程第 7 議案第35号 令和7年度南大隅町下水道事業会計補正予算(第2号)について

(議案上程、説明、質疑、討論、採決)

日程第 8 議案第36号 南大隅町ねじめ温泉・ネッピー館の指定管理者の指定について議決を求める件

日程第 9 議案第37号 南大隅町観光交流物産館の指定管理者の指定について議決を求める件

日程第10 議案第38号 南大隅町大浜海浜公園及び南大隅町ゴールドビーチ大浜海水浴場の指定管理者の指定について議決を求める件

日程第11 議案第39号 令和7年度南大隅町一般会計補正予算(第9号)について

(付託事件の委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第12 陳情第2号 佐多小学校跡地に関する陳情書

日程第13 議員派遣について

▼ 開 議

議長（木佐貫徳和議員）

ただいまより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしましたので、ご了承願います。

▼ 日程第1 令和7年度南大隅町一般会計補正予算（第8号）の訂正の件について

議長（木佐貫徳和議員）

日程第1、令和7年度南大隅町一般会計補正予算（第8号）の訂正の件についてを議題とします。

石畑町長から、令和7年度南大隅町一般会計補正予算（第8号）訂正の理由の説明を求めます。

[町長 石畑 博 町長 登壇]

町長（石畑博町長）

おはようございます。本日もよろしくお願ひ申し上げます。

本件は、令和7年度南大隅町一般会計補正予算（第8号）の訂正についてであります。

本件は、去る12月10日に令和7年度南大隅町一般会計補正予算（第8号）として提案し、会期内において、全員協議会及び両常任委員会での説明及び意見交換を経たところでございます。

その中で、宮迫武蔵・オノリ教育基金を活用した修学支援事業について、賜りました様々なご意見やご提言を重く受け止め、本事業について改めて、執行部で協議し、事業実施の再検討の必要性を強く認識いたしました。

従いまして、歳出予算の修学支援事業費1千9百20万円を減額し、これに伴い、歳入予算の宮迫武蔵・オノリ教育基金繰入金と前年度繰越金をそれぞれ9百60万円減額し、予算の総額を85億8千7百59万2千円とする訂正について、南大隅町議会会議規則第16条に基づき請求するものでございます。

ご承認くださいますようよろしくお願ひいたします。

議長（木佐貫徳和議員）

お諮りします。

ただいま議題となっております、令和7年度南大隅町一般会計補正予算（第8号）訂正の件を許可することにご異議ありませんか。

（「異議あり。」と水谷俊一議員より声あり。）

議長（木佐貫徳和議員）

水谷議員から、異議がありということであります。

異議がありますので、起立によって行います。

令和7年度南大隅町一般会計補正予算（第8号）訂正の件を許可することに賛成の方は、起立願います。

起立多数（8名）

起立多数
起立者：1番 肥後議員、3番 上之園議員、5番 後藤議員、6番 森田議員、
8番 津崎議員、10番 松元議員、11番 大坪議員、12番 浪瀬議員、

※田中議員（欠席）

議長（木佐貫徳和議員）

起立多数です。

着席ください。

したがって、令和7年度南大隅町一般会計補正予算（第8号）訂正の件については、許可することに決定しました。

暫時休憩します。

10：03

～

10：04

議長（木佐貫徳和議員）

休憩前に引き続き会議を再開します。

▼ 日程第2 議案第30号 令和7年度南大隅町一般会計補正予算（第8号）について

議長（木佐貫徳和議員）

日程第2、議案第30号、令和7年度南大隅町一般会計補正予算（第8号）についてを議題とします。

修正動議が出されましたが、発議者からの撤回申し出がありましたので、報告します。提案理由については、先日説明がありましたが、補足説明はありませんか。

町長（石畑博町長）

ございません。

議長（木佐貫徳和議員）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番（水谷俊一議員）

今、8号議案に、補正予算第8号に関して訂正を提出されてそれが認められたわけですが、この訂正を提出するに至って、訂正理由として、全協であったりとか予算の説明会での議員とのやりとりの中でご意見を重く受け止めて訂正の提出に至ったという答弁を町長から頂いたんですが、具体的にどういう内容を重く受け止めて訂正するに至ったのか答弁をお願いいたします。

町長（石畑博町長）

今申し上げましたような中身で、これまでのこの条例に基づいた私どもの考え方と、今回のこの減額の分についての部分に至った経緯としては、執行部と議会の考え方にズレがあるということ、このままではいけないということで、今回提案に至ったところでございます。

7番（水谷俊一議員）

考え方に齟齬がある、ズレがあるということですが、色々な考え方があったと思いますが、一番撤回する最たるもの、最たる理由、要するに何を具体的にもって、これはやはり撤回すべきだというふうに考えられたか、具体的に答弁頂けませんか。

町長（石畑博町長）

どれが1つあったからということではなくて、これが宮迫さんのいわゆる遺徳としてこうしたことにゴタゴタなることはやっぱり避けたいということで、議会、執行部、きっちりこの意思疎通ができた形ですべきということからの判断です。

7番（水谷俊一議員）

今の理由を聞きますと、ゴタゴタなることがやはりよろしくない、それはそうだと思いますが、ということは、議会から修正動議が提出されたから取り下げるというふうにも聞こえないでもないんですが、我々とすればそうではないかというふうに思ってしまう部分もあります。

最後に、その辺の考えをお聞かせください。

町長（石畑博町長）

12月10日の初日の全協の中、そしてまた、その後の常任委員会等のやりとりの中を私も全部目を通していただいた中での判断でございます。

議長（木佐貫徳和議員）

他に質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

討論なしと認めます。
これから、議案第 30 号、令和 7 年度南大隅町一般会計補正予算（第 8 号）について採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

異議なしと認めます。
したがって、議案第 30 号、令和 7 年度南大隅町一般会計補正予算（第 8 号）については、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第 3 議案第 31 号 令和 7 年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について

議長（木佐貫徳和議員）

日程第 3、議案第 31 号、令和 7 年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。
提案理由については、先日説明がありましたが、補足説明はありませんか。

町長（石畑博町長）

ございません。

議長（木佐貫徳和議員）

これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第 31 号、令和 7 年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 31 号、令和 7 年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）については、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第 4 議案第 32 号 令和 7 年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）について

議長（木佐貫徳和議員）

日程第 4、議案第 32 号、令和 7 年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。

提案理由については、先日説明がありましたが、補足説明はありませんか。

町長（石畑博町長）

ございません。

議長（木佐貫徳和議員）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第 32 号、令和 7 年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 32 号、令和 7 年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）については、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第 5 議案第 33 号 令和 7 年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 4 号）について

議長（木佐貫徳和議員）

日程第 5、議案第 33 号、令和 7 年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 4 号）についてを議題とします。

提案理由については、先日説明がありましたが、補足説明はありませんか。

町長（石畑博町長）

ございません。

議長（木佐貫徳和議員）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第 33 号、令和 7 年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会

計補正予算（第4号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第33号、令和7年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第6 議案第34号 令和7年度南大隅町水道事業会計補正予算（第4号）について

議長（木佐貫徳和議員）

日程第6、議案第34号、令和7年度南大隅町水道事業会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

提案理由については、先日説明がありましたが、補足説明はありませんか。

町長（石畑博町長）

ございません。

議長（木佐貫徳和議員）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第34号、令和7年度南大隅町水道事業会計補正予算（第4号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 34 号、令和 7 年度南大隅町水道事業会計補正予算（第 4 号）については、原案のとおり可決されました。

**▼ 日程第 7 議案第 35 号 令和 7 年度南大隅町下水道事業会計補正予算（第 2 号）
について**

議長（木佐貫徳和議員）

日程第 7、議案第 35 号、令和 7 年度南大隅町下水道事業会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

提案理由については、先日説明がありましたが、補足説明はありませんか。

町長（石畑博町長）

ございません。

議長（木佐貫徳和議員）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第 35 号、令和 7 年度南大隅町下水道事業会計補正予算（第 2 号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 35 号、令和 7 年度南大隅町下水道事業会計補正予算（第 2 号）については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

10 : 15

～

11 : 14

（全員協議会）

▼ 日程第 8 議案第 36 号 南大隅町ねじめ温泉・ネッピー館の指定管理者の指定について議決を求める件

議長（木佐貫徳和議員）

休憩前に引き続き再開いたします。

日程第 8、議案第 36 号、南大隅町ねじめ温泉・ネッピー館の指定管理者の指定について議決を求める件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 石畑 博 町長 登壇]

町長（石畑博町長）

議案第 36 号は、南大隅町ねじめ温泉・ネッピー館の指定管理者の指定について議決を求める件であります。

本案は、南大隅町ねじめ温泉・ネッピー館の管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

施設の名称は、南大隅町ねじめ温泉・ネッピー館

指定管理者となる団体は、共同事業体名、鹿児島創生パートナーシップ

代表となる団体は、住所が、鹿児島県鹿屋市笠之原町 42-5-2

名称、ラクレス合同会社 代表者名は、代表者員、須崎智氏でございます。

指定の期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間であります。

ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（木佐貫徳和議員）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし。」という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第 36 号、南大隅町ねじめ温泉・ネッピ一館の指定管理者の指定について議決を求める件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 36 号、南大隅町ねじめ温泉・ネッピ一館の指定管理者の指定について議決を求める件は、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第 9 議案第 37 号 南大隅町観光交流物産館の指定管理者の指定について議決を求める件

議長（木佐貫徳和議員）

日程第 9、議案第 37 号、南大隅町観光交流物産館の指定管理者の指定について議決を求める件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 石畑 博 町長 登壇]

町長（石畑博町長）

議案第 37 号は、南大隅町観光交流物産館の指定管理者の指定について、議決を求める件でございます。

本案は、南大隅町観光交流物産館の管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

施設の名称は、南大隅町観光交流物産館、
指定管理者となる団体は、住所、鹿児島県枕崎市住吉町 39 番地、
名称、株式会社デイ・シイ・テイ、代表者名は、代表取締役、下竹重則氏でございます。

指定の期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間であります。
ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（木佐貫徳和議員）

これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

討論なしと認めます。
これから、議案第 37 号、南大隅町観光交流物産館の指定管理者の指定について議決を求める件を採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

異議なしと認めます。
したがって、議案第 37 号、南大隅町観光交流物産館の指定管理者の指定について議決を求める件は、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第 10 議案第 38 号 南大隅町大浜海浜公園及び南大隅町ゴールドビーチ大浜海水浴場の指定管理者の指定について議決を求める件

議長（木佐貫徳和議員）

日程第 10、議案第 38 号、南大隅町大浜海浜公園及び南大隅町ゴールドビーチ大浜海水浴場の指定管理者の指定について議決を求める件を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 石畑 博 町長 登壇]

町長（石畑博町長）

議案第 38 号は、南大隅町大浜海浜公園及び南大隅町ゴールドビーチ大浜海水浴場の指定管理者の指定について、議決を求める件であります。
本案は、南大隅町大浜海浜公園及び南大隅町ゴールドビーチ大浜海水浴場の管理者を

次のとおり指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

施設の名称は、南大隅町大浜海浜公園及び南大隅町ゴールドビーチ大浜海水浴場
指定管理者となる団体は、住所、鹿児島県肝属郡南大隅町根占川北 3905 番地 7、
名称、特定非営利活動法人 DREAM ウェルネス 代表者名は、理事長、幸福恵吾氏でございます。

指定の期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間であります。
ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（木佐貫徳和議員）

これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

討論なしと認めます。
これから、議案第 38 号、南大隅町大浜海浜公園及び南大隅町ゴールドビーチ大浜海水浴場の指定管理者の指定について議決を求める件を採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

異議なしと認めます。
したがって、議案第 38 号、南大隅町大浜海浜公園及び南大隅町ゴールドビーチ大浜海水浴場の指定管理者の指定について議決を求める件は、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第 11 議案第 39 号 令和 7 年度南大隅町一般会計補正予算（第 9 号）について

議長（木佐貫徳和議員）

日程第 11、議案第 39 号、令和 7 年度南大隅町一般会計補正予算（第 9 号）について

を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 石畑 博 町長 登壇]

町長（石畑博町長）

議案第 39 号は、令和 7 年度南大隅町一般会計補正予算（第 9 号）についてであります。

本件は、歳入歳出の予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 億 6 千 1 百 59 万 6 千円を追加するものであります。

歳出予算は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した、生活応援商品券事業、福祉施設等物価高騰対策支援事業の他、物価高対応子育て応援手当や農地整備事業に係る経費を計上し、歳入予算では、国庫支出金、町債等を計上したものであります。

また、債務負担行為の補正では、令和 8 年度の業務委託料の追加を計上し、地方債補正においては、限度額の変更を行っております。

ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（木佐貫徳和議員）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第 39 号、令和 7 年度南大隅町一般会計補正予算（第 9 号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 39 号、令和 7 年度南大隅町一般会計補正予算（第 9 号）につい

ては、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第 12 陳情第 2 号 佐多小学校跡地に関する陳情書について

議長（木佐貫徳和議員）

日程第 12、陳情第 2 号、佐多小学校跡地に関する陳情書についてを議題とします。
議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（水谷俊一議員）

ただいま議題となりました陳情第 2 号、佐多小学校跡地に関する陳情については、社会福祉法人 佐多みらい 理事長 前田利香氏、及び、佐多小中学校 PTA、並びに、はまゆう保育所父母の会の連名で提出され、6 月 5 日の本会議において議会運営委員会に付託されたもので、6 月 19 日から調査を開始し、執行部への聞き取りや現地調査を含めた陳情者への意見聴取など、計 4 回の調査を慎重に行ってきました。

去る 12 月 12 日に審査を行い、終了しましたので、その経過と結果について報告いたします。

今回の陳情については、佐多小学校跡地の活用方法だけではなく、佐多地区における子育て環境に関する幅広い陳情であり、更には、5 つの陳情項目の中には、抽象的な表現も多く、審査に当たっては特に慎重に協議することを留意し、その願意が妥当で実現可能なものか、議会の権限事項に該当するものかを丁寧に判断することといたしました。

また、同様の陳情が町長にも提出され、執行部において、佐多地区の住民に実施されたアンケート結果等も照らし合わせて審査したところです。

今回は、5 つの陳情項目について項目ごとに審査しましたので、それぞれ報告いたします。

まず、佐多小学校跡地を子供たちのための施設にしていだきたいとの項目については、住民アンケートの結果、高齢者向けの施設や地域交流の場としての活用を希望する声が多かったこと等を踏まえ、子供たちのためだけではなく、広く住民利用すべきとの観点から、不採択と判断されました。

次に、佐多小学校跡地グラウンドを遊具のある公園にしていだきたいという項目については、佐多地区にも誰でも気軽に使える公園が必要であるとの意見が多く、議会として、今後も執行部へ実現に向け提言していくべきということで、採択とされました。

次に、子育て環境の整備を早急に実施していだきたいとの項目は、子育て環境の整備の内容が抽象的であり、具体性に乏しいため、不採択と判断されました。

次に、佐多小中一貫校の中庭に遊具を設置していだきたいとの項目については、既に予算化されていることから、採択とされました。

最後に、佐多地区で今後も子育てが続けられ、住み続けられる環境を守っていくことを約束していだきたいとの項目についても、内容が抽象的で具体性に欠けるとともに、議会の権限を逸脱していると考えられることから、不採択とされました。

これまで報告いたしました 5 項目のうち 3 項目については不採択という結果になりましたが、概ね願意については理解できるものであります。

冒頭で申しましたとおり、陳情の採択に当たっては、個別具体的で実現可能なものか、

議会の権限に属するものかどうかという観点で判断させていただきました。

委員会として判断しかねるものについては、不採択とさせていただいたところです。

よって、陳情第2号 佐多小学校跡地に関する陳情書については、一部採択と決定いたしました。

以上で、議会運営委員会の審査の経過と結果について報告を終わります。

議長（木佐貫徳和議員）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

討論なしと認めます。

これから、陳情第2号 佐多小学校跡地に関する陳情書についてを採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、一部採択です。

委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

異議なしと認めます。

したがって、陳情第2号 佐多小学校跡地に関する陳情については、委員長の報告のとおり一部採択することに決定いたしました。

▼ 日程第13 議員派遣の件

議長（木佐貫徳和議員）

日程第13、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

会議規則第123条の規定による議員の派遣については、お手元に配付のとおりだと思います。

ご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

お諮りします。

12月会議において議決されました議案等の事項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

ご異議ありませんか。

議長（木佐貫徳和議員）

異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

以上で、全部の日程を終了しました。

ここで、町長から発言を求められていますので、これを許可いたします。

[町長 石畑 博 町長 登壇]

町長（石畑博町長）

令和7年度12月会議を閉会されるにあたり、一言お礼申し上げます。

今回、一部議案につきまして、議員各位におきましてはお手数をおかけいたしました。が、ご理解賜り、可決いただき、心より感謝を申し上げます。

また、今回6名の一般質問につきましては、13問28項のご質問をいただき、森林保全や物価高騰への支援、防災対応や水産振興、国土強靱化への対応、観光振興計画などについて、貴重なご意見、ご助言を賜りましたので、引き続き町政運営に反映させていきたいと考えております。

現在、令和8年度予算案の策定中ではありますが、昨今の物価高騰や人件費高騰の中、収支バランスのとれた財政の効率的、安定的な運用を図り、長期的視点に立った予算編成に努めてまいります。

また直面する課題につきましても、本町ならではの地域特性を反映させながら、町民皆さまの幸せを願いつつ、議会と執行部の両輪が目標を1つにした政策立案に努めるべきと考え、町民に信頼される誠実な町政運営に取り組んでまいります。

令和7年も師走の月となりました。

議員各位がご自愛の上、益々ご健勝で、本町発展のため、私を含め職員へのご指導、お力添えを賜りますようお願い申し上げ、12月会議終了のお礼とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

▼ 散 会

議長（木佐貫徳和議員）

以上をもちまして、令和7年度第2回南大隅町議会定例会12月会議を散会します。

散 会 : 令和7年 12月19日 午前 11時33分